ドライバーレス車両に対応した保安基準改正について

● 適用範囲

運転操作装置や運転者席を必要としないドライバーレス車両（時速６km 以下でのみ手動運転可能なものに限る）

① 乗車定員を有するもの（カテゴリーX）

② 乗車定員を有しないもの（カテゴリーY）

● 改正概要

○ 国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）第 197 回会合において、自動車の車両区分や用語の定義等を定めた国際的な指針である「車両統合決議（UN R.E.3)」が改訂され、新たにドライバーレス車両を含む自動運転機能を有する自動車の車両区分が定義された。

○ これに伴い、WP.29 第 199 回会合において、関連する協定規則をドライバーレス車両に対応させるための改訂が採択されたことを踏まえ、国内基準についてもこれに対応するため、以下の改正を行う。

- ✓ 運転者による運転操作を前提とした基準（操作装置、車線逸脱警報装置、ドライバーモニタリングシステム、側方衝突警報装置等）及び運転者の視界に係る基準（窓ガラス、後写鏡等）については、適用対象外とする（カテゴリーX・Y）
- ✓ 座席ベルト非装着時警報装置等の運転者に注意を促す機能については、運転者への警報に代えて自動運行装置へ情報を送信することとする（カテゴリーX）
- ✓ 乗員保護を目的とした基準を適用対象外とする（カテゴリーY）

● 改正時期（予定）

令和８年 12 月

● 適用時期（予定）

令和８年 12 月